

消防同意資料書記載要領及び確認事項

- ① 消防同意資料書には付近見取図、敷地配置図、普通階・無窓階算定書、キープラン、建具表を添付し、確認申請時までに消防本部予防課へ提出（1部）してください。
- ② 太線枠 は、消防記入欄ですので記入しないでください。
- ③ 消防同意資料書は、申請される棟毎に作成してください。
- ④ 階別の欄で11以上の階を有する場合は、用紙（消防同意資料書）を2枚以上使用してください。
- ⑤ 社会福祉施設等に該当する場合、消防同意資料書特記事項欄に記入するか、もしくは【社会福祉施設等の用途に係る調査書】（別紙）を提出してください。
- ⑥ 普通・無窓階の別については、【普通階・無窓階算定書】（別紙・各階）を提出してください。
- ⑦ 屋内消火栓設備の2倍読み、3倍読みの規定を適用する場合は次の条件が必要となります。
 [2倍読み] 主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当させ、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の^{※注}内装を難燃材料で仕上げます。（基準面積2倍読みの場合）
 [3倍読み] 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の^{※注}内装を難燃材料で仕上げます。
※注 ・内装を難燃材料で仕上げる場合は、壁面1.2メートル以下にも適用されます。
 ・倍読みを適用する場合は、内装仕上げの詳細が判明する仕上表等を添付してください。
- ⑧ 避難階段については、建築基準法施行令第123条及び124条に規定する避難階段及び特別避難階段の数のみ記載してください。ただし、屋内に設けるものにあつては、平成14年11月28日消防庁告示第7号に該当すること（避難階段に該当する場合、根拠となる図書の提出が必要です）。
- ⑨ 危険物や指定可燃物等については、種類や量について事前に相談してください。
- ⑩ 防火管理関係欄の収容人員は、敷地全体の収容人員及び棟単位の収容人員（従業員数、生徒数等）を記載してください（消防法施行規則第1条の3の規定により算定してください）。なお、共同住宅については下記の表で算定してください。

記

住居のタイプ	1K、 1DK	1LDK 2DK	2LDK 3DK	3LDK、4DK 4LDK、5DK以上
算定居住者数	1人	2人	3人	4人

- ⑪ 特記事項の欄には、倉庫内収容物や工場の業態等を記載してください。なお、記載が困難な場合様式は問いませんので添付してください。
- ⑫ 特定共同住宅の適用がある場合、「特定共同住宅等の資料書」の提出が必要となります。
- ⑬ 下記の事項については、届出（2部）が必要です。該当するか否かは、菊池広域連合火災予防条例を確認してください。（菊池広域連合ホームページよりダウンロード可）

記

- ア、炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・ヒートポンプ冷暖房設備・火花を生ずる設備・放電加工機設備。
- イ、変電・発電・蓄電池・燃料電池発電設備。
- ウ、ネオン管設備。
- エ、少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱。

問い合わせ先
 菊池広域連合消防本部 予防課
 TEL：096-232-9334（予防課直通）
 FAX：096-232-9333
 Mail：kfd-yobou@kikuchifire.com